

株式会社山口フィナンシャルグループ

第11回期限前償還条項付無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付) (グリーンボンド)

利率 (年率/税引前)

本条件

当初5年

2024年9月12日の翌日から2029年9月12日まで

1.610%

以降5年

2029年9月12日の翌日以降

(注1)
基準金利

+ 1.100%

(注1) 基準金利・・・2029年9月12日の前銀行営業日(利率決定日)の午前9時30分以降に、財務省の国債金利情報ページ(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm)において表示される5年国債金利。

期間	10年 *期限前償還条項付
発行価格	額面100円につき100円
お申込単位	100万円単位
募集期間	2024年9月2日～2024年9月11日
受渡日	2024年9月12日
利払日	毎年3月12日・9月12日 / 年2回 *初回利払日は2025年3月12日
償還日	2034年9月12日 *本社債は2029年9月12日に期限前償還される場合があります
格付	A(R&I)

お申込みの際は「目論見書」をご覧ください。お取引にあたっては裏面も必ずお読みください。

《グリーンボンドについて》

- ・本社債はグリーンボンド原則に則して発行される「グリーンボンド」です。
- ・グリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券です。
- ・本社債が依拠するグリーンボンド・フレームワークについては、目論見書をご覧ください。

《 バーゼルⅢ準拠劣後債について 》

- ・バーゼルⅢとは、バーゼル銀行監督委員会が国際的に活動する銀行に対し、自己資本比率等に関して定めた国際統一基準です。
- ・要件を満たす劣後債は、負債であるにもかかわらず規制上の自己資本の一部として計上されます。なお、本社債はバーゼルⅢ規制上のTier2資本(劣後債)に該当し、調達資金を自己資本の一部に算入できます。
- ・劣後債は元利金の支払順位が他の一般債務(シニア債等)より低い債券です。
- ・本社債は、発行時に発行体のTier2資本に算入されますが、残存期間が5年を下回ると自己資本として算入する額が日々減額されます。

《 実質破綻時免除特約について 》

- ・実質破綻事由が生じた場合、発行体は、本社債に基づく元利金の支払義務が免除されます。したがって、本社債の購入者に対する実質破綻事由発生以降の元利金支払いは行なわれません。
- ・実質破綻事由とは、内閣総理大臣が、発行体について、預金保険法特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合を指します。

金融機関に対する公的支援と実質破綻該当事由について

	預金保険法	支援の概要	銀行	銀行持株会社	要件	実質破綻
	第一号措置	資本増強	○	○	過小資本	実質破綻に該当せず
預金保険法 第102条	第二号措置	預金保険を上回る 金額の資金援助	○	—	破綻または 債務超過	「銀行」は実質破綻に 該当
	第三号措置	一時国有化による 特別危機管理	○	—	破綻かつ 債務超過	「銀行」は実質破綻に 該当
預金保険法 第126条の2	特定 第一号措置	資金の貸付け等 または資本増強	○	○	債務超過 ではない	実質破綻に該当せず
	特定 第二号措置	金融機関等の特定 合併等を援助する ための資金援助	○	○	支払停止または 債務超過	「銀行」と「銀行持株会社」が 実質破綻に該当

《 劣後特約について 》

- ・一般債務に弁済順位が劣後する特約のことで、社債発行の際に定められた「劣後事由」(破産手続きや会社更生手続きなど)が発生すると、一般債務の元利金が全額支払われた後に初めて本社債の元利金の弁済が開始されます。

《 期限前償還について 》

- ・本社債は、2029年9月12日に期限前償還される場合があります。
- ・期限前償還された場合、期限前償還日以降の利息を受け取ることはできません。
- ・本社債を期限前償還するかどうかの判断は、本社債を発行する山口フィナンシャルグループが行います。

手数料など諸費用について

- ◆ 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

ご投資にあたってのリスク等

- ◆ 本債券の価格は金利変動等により上下いたしますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割込むことがあります。
- ◆ 本債券の発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。
- ◆ 期限前償還条項が付された債券が期限前償還された場合、期限前償還日以降の利息は受取ることができません。

ご投資にあたっての留意点

- ◆ 本表示は当該債券の発行に関する情報をお知らせするものです。お申込みにあたっては当該債券の詳細について記載した目論見書をお渡しいたしますので、あらかじめご覧のうえ、ご購入をご検討ください。
- ◆ 販売額に限りがありますので、売切れの際はご容赦ください。
- ◆ 募集期間中はご購入のお申込みをキャンセルすることができます。
- ◆ お身体の不自由な方等で一定の要件を満たす場合は、マル優をご利用になれます。
- ◆ 途中売却については、ワイエム証券のお取引窓口までお問合わせください。
- ◆ 個人のお客さまの場合、利子は20.315%の税金が源泉徴収された後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。譲渡益および償還益は、上場株式等にかかる譲渡所得等として20.315%の申告分離課税の対象となります。本債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当等および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。なお、将来において税制改正が行なわれた場合は、それに従うこととなります。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。
- ◆ お取引にあたっては、「円貨建て債券の契約締結前交付書面」をお読みください。

投資家の皆さまへ

債券投資の参考情報について

日本証券業協会では、投資家の皆さまが公社債の店頭取引を行なう際の参考情報として「売買参考統計値」および「個人向け社債等の店頭気配情報」を原則として毎営業日発表しております。これらの情報は、インターネット(日本証券業協会のホームページ <https://www.jsda.or.jp>)や一部の新聞等においてもご覧になれます。また、当社の店頭においても、これらの価格情報および取引所における約定価格(または最終気配)をお問合わせいただけます。

本債券のご購入にあたっての口座開設、お問合わせ、目論見書のご請求は、ワイエム証券本・支店までお願いいたします。

ワイエム証券 | YMfg

商号等: ワイエム証券株式会社
金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号
加入協会: 日本証券業協会